

◎ 宮漁調委指示第8号

日向市と都農町との境から、宮崎市と日南市との境に至る地先海域においては、あぶらえさ（あぶらいか、あぶら布等油性物を利用する餌料の一切を含む。）の使用を禁止する。

右漁業法第67条第1項の規定に基づき、指示する。

昭和37年12月14日

宮崎海区漁業調整委員会会長 調 所 忠 行